

令和5年度 第1回 東京・神奈川地区5国立大学法人  
公共工事入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和5年11月27日(月) 14:00~16:00 オンライン会議		
委員	委員長 林 静雄(大学名誉教授) 委員 清水 光(弁護士) 委員 竹内 啓博(公認会計士)		
審議対象期間	令和4年7月1日~令和5年6月30日		
抽出案件(合計)	5件	(備考) 資料7 個別審議案件一覧表に基づき、各大学の担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。	
建設工事(小計)	5件		
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件		
一般競争入札 (上記工事を除く)	4件		
工事希望型競争入札	0件		
通常指名競争入札	0件		
随意契約	1件		
設計・コンサルティング業務(小計)	0件		
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件		
一般競争入札	0件		
随意契約	0件		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

意見・質問	回 答
<b>議事 1. 東京・神奈川地区 5 国立大学法人における発注状況等</b>	
<b>①東京・神奈川地区 5 国立大学法人において発注した建設工事について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし
<b>②東京・神奈川地区 5 国立大学法人において発注した設計・コンサルティング業務について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし
<b>③報告遅延について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし
<b>④指名停止等の措置状況について</b>	
(事務担当より説明) ・特になし	・特になし
<b>議事 2. 個別審査</b>	
<b>①審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について</b>	
(事務担当より説明) ・総合研究大学院大学においては点検事項の対象となる案件がなかったため、委員長と相談の結果、総合研究大学院大学の工事 1 件（低入札業者数の割合が比較的高い事業）を追加することとした。	・特になし

意見・質問	回 答
②建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議について	
1) 一般競争入札方式（最低価格落札方式） 【東京医科歯科大学A棟2階臨床腫瘍科診察室等改修工事】	
入札結果を見ると落札業者以外も低入札で、予定価格が少し高かったように見受けられるが、予定価格はどのように立てたのか。	公共工事の積算基準に基づいて積算している。入札価格と大幅に違いがあるところは、見積査定して積算している。
今後の予定価格の設定上、見直すべき点があるかと思われるが、どのように事後評価しているのか。	見積に対する本学の査定率が入札業者側の査定率より高めに出ており、そういったところの見直しを検討している。
今回の内装工事のように査定率が高めに出るような傾向がある場合は、研究して今後に生かしていただきたい。	承知した。
競争参加資格の関係で過去の工事成績評価通知書が出ているが、記載の点数はどれくらいの評価とみればいいのか。何点以下だと過去の実績として評価されないのか。	70点から80点ぐらいが平均的な数字になるが、65点を下回ると評価が低くなる。
65点を下回った実績しかない競争参加資格なしになるのか。	この通知書は、工事实績があるかどうかの確認資料のため、点数をもって競争参加資格がないということはない。
最低価格落札方式なので、競争参加資格さえあれば入札可ということだと思うが、過去に非常に品質の悪い工事をしていたとしても入札価格が低ければ通ってしまうということか。	最低価格落札方式のため、工事成績評価の点数は評価していない。総合評価落札方式の場合は、実績評価で点数が低いと評価が下がるので、入札の価格にかなり影響することはある。
今回は工事成績に影響させる必要はない工事と判断したのか。	そのとおり。 あまりにも入札価格が低いようであれば、ヒヤリングを実施して工事を請け負わせて問題ないか確認する。
入札事情説明書の中で、スチールパーティションの金額が大幅な値引きになっているが、他の入札業者も同じような状況なのか。	そのとおり。
金額査定については、今後の見積で考えていくということか。	補正率を見直していくことを考えている。
2) 一般競争入札方式（最低価格落札方式） 【東京海洋大学（品川）4号館改修工事】	
不落随契ということだが、価格を下げるためにどのような協議をしたのか。	価格交渉を行い、企業努力により引き下げに応じてもらった。
特に内容を見直しして価格を下げてもらったわけではないということか。	そのとおり。
中小企業対策ということだが、資格等級をD等級に限定したのは、D等級だけでも多数応募することを見越して限定したということなのか。	そのとおり。 D等級だと東京都内でもかなりの業者が文部科学省の競争参加資格に登録しているので、3者以上応募するのではという予測を立て、D等級に絞って入札公告した。
夏休みの時期で工事が集中してたのかもしれない。	時期が悪かったというのは、後になって気付いた。

意見・質問	回 答
<b>3) 随意契約</b> <b>【お茶の水女子大学(板橋団地)国際学生宿舎地中障害撤去工事】</b>	
工事業者の事前選定もやむを得ないと思われるが、この撤去工事は国際学生宿舎解体工事の一連の工事という前提で見積を徴取したということか。	そのとおり。
工事費の積算にあたり、一連の工事とした場合の積算方法があるのか。	そのような積算方法はないが、公共工事の積算基準ではまる金額を積算して、見積額と比較して妥当かどうかを確認した。
工事業者の見積額は一連の工事という前提の金額で、大学の積算はそうではないが全体的に比較したところ妥当だったということか。	そのとおり。
学生宿舎解体工事は、敷地貸付事業契約に含まれていて、当該事業者が元請となって下請の解体業者に委託したということか。貸付事業契約に含まれない今回の撤去工事についても、当該事業者が元請として同じ解体業者に委託したということか。	そのとおり。 解体工事の下請業者が建物の解体と同じ時期に地中障害物を撤去している。
こういう場合、元請業者と契約するしかないのか。大学が下請業者と契約する方法もあるのではないのか。下請業者と直接契約をするほうが安価になるかと思われるが、そのあたりは如何か。	直接下請業者と契約して安くなるかは判断しかねるが、この貸付事業は解体後の土地に収益が出るような建物をきちんと建てて大学に対価を支払う事業であり、事業を成立させるために回避すべきリスクを元請業者が考えながら障害物の撤去費用を出してきたという経緯があるので、下請業者と直接契約することがメリットになるかどうかかわからない。
敷地貸付事業契約の中で、契約外の工事が発生した場合、当該事業者が必ず元請として間に入るという条件が付いたのか、条件がなかったとしたら撤去工事業者と直接契約する方法も考えられるが、契約上のどのような取り決めになっていたのか。	敷地貸付事業契約の中で、地中障害に起因するリスクは大学が責任を負うことになっている。そのため、リスクに関して別の業者と契約しているのか、元請業者と貸付事業契約を結んでいるので、それを逸脱していいかわからなかった。
別の撤去工事業者と今回の契約業者の見積を比較するなどして、契約業者の金額が妥当かどうか判断したほうがよかったと思われる。	承知した。
地中障害物は、建物解体前には全くわからなかったのか。	地中障害物は、国際学生宿舎が建っていなかった部分で発見されたもので、図面もはっきり残ってないような時代のコンクリート基礎等だったため、発注時にはわからなかった。周辺を整備していく中で、土を掘って出てきたものである。
解体業者が敷地内で作業中に発見したのだと思うが、掘ってみないとわからなかったのではないか。見積はどのように徴取したのか。	地中障害物発見後、発生数量及び撤去費用を見積もってもらい、妥当かどうか検証をした。
解体業者が地中障害物を撤去して、それに要した費用分だけを後から精算あるいは補填したという契約か。	そのとおり。
随意契約理由書も解体業者に依頼したほうが安価ということではなく、解体業者が地中障害物を撤去した後の経費を事後負担したという理由のほうが適当と思われる。	承知した。

意見・質問	回 答
<b>4) 一般競争入札方式（総合評価落札方式（実績評価型））</b> <b>【横浜国立大学（常盤台）理工学部講義棟A改修電気設備工事】</b>	
技術者不足が入札辞退理由ということだが、年度末に向かう工期が問題なのか、そのあたりはどのように分析しているのか。	施設整備費補助金事業のため、一定時期以降の発注になってしまふところがある。また、設計費用も補助金となると実施時期も限定されてくるので、補助金が交付されることを見越して条件を整理しておき、すぐに着手できるようにしておくことが考えられる。
不落になってしまうと工事できないこともあり得るので、そのあたりは検討いただきたい。	承知した。
競争参加資格の中で、工事成績の評価点が65点未満でないことが会社にも技術者にも課されているが、工事成績のない民間の工事は実績に入れないと宣言しているように感じるが、どのように考えているのか。	工事成績の評価を受けていないと逆に欠格にならない。総合評価で加点を取ろうと思うと公共工事の成績評価を受けているかどうかで点数の差は出てくるが、成績評価が低かった実績よりも評価のない実績のほうが有利になってしまうケースもあると思う。
会社も技術者も公共工事の成績評価65点以上の実績が条件で、工事成績の評価点を出さない民間の工事実績しかない場合は失格という非常に厳しい設定になっていないか。	競争参加資格の記述は、65点以上でないことと失格という言い方ではなく、65点未満ではないことと表現している。「工事成績がない＝点数がない＝65点未満ではない」なので、失格ではない。総合評価の評価項目上は、欠格ではなく0点となる。
競争参加資格の書き方を少し工夫したほうが良いのではないか。	少しわかり易い表現を考えてみたい。
<b>5) 一般競争入札方式（総合評価落札方式（実績評価型））</b> <b>【総合研究大学院大学（葉山）共通棟別館屋上緑化撤去及び屋上防水改修工事】</b>	
入札辞退2者の辞退理由は把握しているのか。	年度末に係る工事のため、作業員が確保できないといった理由で辞退したということである。
他の大学との関係もあるが、発注時期が重なると入札参加が難しくなることもありうるのか。	あり得る。
施設整備費補助金の交付時期の関係で、早期発注は難しい状況になるのか。	本工事は学内予算で行っているが、予算確保に時間を要したという事情がある。
発注時期については気を付けないといけないので、今後もご注意いただきたい。	承知した。
競争参加資格の地域要件を関東に限定している理由は何か。葉山だと静岡県からも近いようだが。	この時の入札では、静岡県と山梨県は対象にしていなかったが、今年度の入札では対象としている。
低入札価格に関して資材調達が低廉という理由だが、落札業者以外の入札業者の価格と比較しているか。	他の入札参加業者から提出された「工事費内訳書」により、金額の比較・確認を行っている。
他の業者や見積との比較といったところで、資材費が低廉だという理由が妥当かの調査をしたのか。	他の入札参加業者の「工事費内訳書」に記載された資材費並びに共通費等から、低入札調査を実施した業者の資材費をはじめとする金額の比較を踏まえ、妥当性について確認を行っている。

意見・質問	回 答
<b>議事3. その他</b>	
<b>①再苦情処理会議への申立状況</b>	
(事務担当より説明)  ・特になし	・特になし
<b>委員講評</b>  特に問題なく適切に執行されていると判断した。低入札に関しては各大学で事後検証していただきたい。	